

## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 業務委託先事業所の承認について

### ○委託について

指定介護予防支援事業所の介護予防支援業務《法第115条の22》及び、平成28年3月開始に伴い地域支援事業包括的支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）《法第115条の45》については、利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施することが基本となりますが、状況に応じて、その業務の一部を地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者に対して委託することができるものとされています。

（ケアマネジメント：介護予防支援と同様に、介護予防ケアマネジメントは、要支援等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成等するものです。）

### ○居宅介護支援事業所の追加承認について

本来、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを委託することが予測される事業所について事前に承認を受け、ケアマネジメント業務をすすめるものですが、今回早急に対応する必要があり、事後承認を頂きたいとするものです。

（事業所） 以下の表のとおり

| 事業所名<br>(事業所番号)                    | 所在地                   | 事業者指定年月日<br>(指定) | 開始日      |
|------------------------------------|-----------------------|------------------|----------|
| 居宅介護支援事業所<br>こうのとり<br>(1173103795) | 熊谷市小江川<br>2 1 1 1 番 4 | 令和3年2月15日        | 令和8年7月1日 |

### ※上記事業所について

#### ・利用者概要等

72歳（要支援2）ひとり暮らし

後縦靱帯骨化症と脳梗塞により左下肢の動きの制限や姿勢障害、歩行の不安定さがあり、訪問看護、訪問介護、福祉用具貸与の継続利用を希望しています。

\*市外居宅介護支援事業所については、利用者限定です。

(参考資料)

一部改正:平成30 年5 月10 日 厚生労働省老健 通知

地域包括支援センターの設置運営について (一部抜粋)

## 5 事業の留意点

包括的支援事業等の実施に当たっては、地域支援事業実施要綱に基づき、行うものとする。

また、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る。)及び指定介護予防支援は、制度としては、包括的支援事業とは別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行われるものとする。

### (1) 指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援事業者たるセンターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされている。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。

- ① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30 条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること
- ⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- ⑦ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること

### (2) 第1号介護予防支援事業の委託について

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)全体の円滑な実施に向けて、第1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができることとされているが、委託に当たっては、(1)に掲げる①～⑦を踏まえるとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27 年6月5日老振発0605 第1号厚生労働省老健局振興課長通知)を参考とすること。